

[illegible]

法第33条1項該当号	区分	許可基準	建築物			第1種特定工作物		第2種特定工作物		適用規模	政令	規則	
			自己居住用	自己業務用	非自己用	自己用	非自己用	自己用	非自己用				
3	排水施設	・排水施設に関する都市計画決定がある場合は、設計がこれに適合していること。	○	○	○	○	○	○	○		29		
		・5年の降雨強度確率、付随排水、区域の状況による管渠の勾配及び断面										26①	22①
		・排水施設は、放流先の状況により公共水域に接続。能力により貯留施設										26②	
		・下水は暗渠排水										26③	
		・堅固で耐久力を有する構造											26①
		・漏水を最小限度とする措置											26②
		・公共排水は施設は、維持管理上適切な場所に設置											26③
		・公共排水施設のうち、暗渠の内径は20cm以上											26④
		・ます又はマンホールを設置する箇所											26⑤
		1)管渠の始まる箇所 2)流路、勾配等が、著しく変化する箇所 3)内径120倍を超えない範囲内で必要な箇所											
・ます又はマンホールにふた(汚水の場合、密閉)	26⑥												
・ます又はマンホールの底 ・深さ15cm以上の泥ため(雨水・地表水の場合) ・相当幅のインパート(その他の場合)	26⑦												
4	給水施設	・需要に支障を来さないこと。 ・給水施設に関する都市計画決定がある場合は、設計がこれに適合していること。	×	○	○	○	○	○					
6	公益的施設	・公益的施設及び区域内建築物の適切な用途部分	☆	☆	○	☆	○	☆	☆	住居系20ha～	27		
		・教育施設等公益的施設用地の確保											
7	防災・安全措置	・宅地造成及び特定盛土等規制法による宅地造成等工事規制区域内で行われる宅地造成等に関する工事は、同法13条の規定に適合すること。	△	△	△	△	△	△	△				
		・宅地造成及び特定盛土等規制法による特定盛土等規制区域内で行われる特定盛土等に関する工事は、同法31条の規定に適合すること。(同法30条1項の政令で定める規模のもの。)											
		・地盤沈下、区域外地盤の隆起が生じないよう土の置き換え、水抜き等の措置	○	○	○	○	○	○	○		28①		
		・がけが生じる場合－がけの上端に続く地盤面は逆勾配									28②		
		・切土の場合－すべりやすい土質は、地滑り防止ぐい等その他土留め、土の置き換え等の措置									28③		
		・盛土の場合－概ね30cm以下の層に分けて土を盛りローラー等建設機械による締固め措置									28④		
		・傾斜地の場合－すべり面対策として段切り等の措置									28⑤		
		・がけ面の保護－擁壁の設置、石張り、芝張り等の措置									28⑥	23	
		・切土・盛土の場合、地下水によりがけ崩れ等の恐れがある場合は、地下水の排水施設設置									28⑦	22②	
		・擁壁の安全性・排水の効率性									29	27	

法第33条1項該当号	区分	許可基準	建築物			第1種特定工作物		第2種特定工作物		適用規模	政令	規則
			自己 居住用	自己 業務用	非 自己用	自己用	非 自己用	自己用	非 自己用			
8	災害危険区域等の除外	・下記の危険区域に含まないこと。	×	○	○	○	○	○	○		23の2	
		・建築基準法39条1項の災害危険区域										
		・地すべり等防止法39条1項の地すべり防止区域										
		・土砂災害警戒特別区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律8条1項の土砂災害特別警戒区域										
		・特定都市河川浸水被害対策法56条1項の浸水被害防止区域										
9	・樹木保存 ・表土保存	・樹木の保存、表土の保全等に必要な措置	○	○	○	○	○	○	○	1ha～	23の8	23の2
		・高さ10m以上の健全な樹木又は高さ5mで、かつ、300㎡以上の健全な樹木の集団は、公園、緑地として保存									28の2①	
		・切土盛土の面積が1,000㎡以上－表土の復元、客土、土壌改良等の措置									23の2②	
10	緩衝帯	・騒音、振動等による環境悪化のおそれのある場合は、緑地帯等の緩衝帯を設置	○	○	○	○	○	○	○	1ha～	23の4 28の3	23の3
		1) 1ha～1.5ha－4m										
		2) 1.5ha～5ha－5m										
		3) 5ha～15ha－10m										
		4) 15ha～25ha－15m										
		5) 25ha以上－20m										
11	輸送施設	・道路、鉄道等による輸送の便等から支障がないこと。	○	○	○	○	○	○	○	40ha～	24	
		・申請者に資力、信用があること。										
12	申請者の 資力・信用	・申請者に資力、信用があること。	×	1ha未 満× 1ha以 上○	○	1ha未 満× 1ha以 上○	○	1ha未 満× 1ha以 上○	○		24の2	
13	工事施工者の 能力	・工事施工者に完成させる能力があること。	×	1ha未 満× 1ha以 上○	○	1ha未 満× 1ha以 上○	○	1ha未 満× 1ha以 上○	○		24の3	
14	関係権利者の 同意	・区域内の土地、開発行為に関する工事の区域内の土地等の権利者の相当数の同意を得ていること。	○	○	○	○	○	○	○			
参考	公共施設の管理者の同意		○	○	○	○	○	○	○	20ha～	23	
	市街化調整区域における立地基準(法第34条)		○	○	○	○	○	×	×			

○：該当、×：非該当、☆：開発行為の目的に照らし判断、△：宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第2項(第34条第2項)のみなし許可が適用となる場合は開発行為の目的・規模にかかわらず適用する。